

秩父演習林における無人航空機（UAV）の飛行について

- ・ 秩父演習林内で無人航空機（UAV）を飛行させる場合には、別に定める飛行計画書を事前に提出し、秩父演習林安全管理委員会の確認を経て秩父演習林長の許可を受けなければならない。
- ・ 研究または教育の目的で飛行させる場合には、飛行計画書の作成に先立って研究教育計画書を提出する。研究教育計画書の許可を受けた後に、現地確認を行った上で飛行計画書を作成する。
- ・ UAVの飛行に際して、以下の事項を厳守すること。
 - －事前に十分なリスクアセスメントを実施し、リスクに対する対策措置を講じる。
 - －飛行に関する手順書やチェックリスト、および緊急時の対処（操縦、事故処理、および連絡系統）に関するマニュアルを事前に整備する。
 - －法令を遵守し、監督官庁からの許可・承認が必要な場合には責任を持って対処する。
 - －携帯用の消火器・消火スプレー等を携行する（使用する機器・バッテリーに対して使用可能なことを確認すること）。
 - －飛行を中止すべき強風・降水等の気象条件について予め定め、これに該当する場合には飛行を中止または直ちに中断する。

以上

(2023年4月10日 秩父演習林安全管理委員会策定)